

## ●行程管理票の担当者印について●

この度は、平成27年4月1日より施行になりました「フロン排出抑制法」対応の行程管理票をご購入いただきありがとうございました。

さて、実際に起票を行う際に、旧版（「フロン回収・破壊法」対応）では担当者印を押捺するように印字されたものとして発行してまいりました。しかしながら、法律上ではもともとその必要はありませんでした。ただ、日本の慣習として印があったほうがいいのではないかという配慮から、そのような形式の帳票となっていました。

今回の法改正に伴い、もともと必要のないものを印字することにより、余計な手続きを増やすことはないとの判断から、新版の行程管理票には印を要求する表記はありません。

使用する際に、お客さまから「ハンコを押す欄がないけど大丈夫なのか」というような質問をいただく場面もあるかと存じますが、前述したような事情だということでアナウンスくださるようお願い申し上げます。

何かとご面倒をかけますが、これらの事情をご理解のうえ使用いただくとともに、今後ともご愛顧のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

(一財) 日本冷媒・環境保全機構  
普及啓発部